

追加募集 のお知らせ

～新たな取組に挑戦する認定農業者の皆様を応援します！～
令和8年度 飯山市農業新技術・新品目等導入支援事業のご案内

地域農業の振興及び活性化を図るため、市内の農業者が実施する新技術の導入、新品目の導入、農産物加工品の開発等の新たな取組に要する経費を支援する本事業の追加募集を行います。

※本年度、既に事業の交付決定を受けている方は、今回の追加募集に応募できません。

1 対象となる方

次の要件を満たす市内の認定農業者又は認定農業者で構成される団体が対象となります。

- ・ 市税等の滞納がない方
- ・ 国、県又は他の団体の補助金の交付を受けていない方

2 対象となる事業

技術的に実現性があり、将来性及び地域への波及性が認められる取組のうち、次のいずれかに該当するもの。

- ① 新技術・新品目導入、農産物加工品開発
 - ② 技術指導の受入れ、先進地視察研修
- ※①と②の事業の併用は可能です。

3 対象となる経費・補助率と補助限度額

区 分	補助率	補助限度額	経費
①新技術・新品目導入 加工品開発等	1/2 以内	50 万円	農業用機械及び器具購入費 種苗費、肥料費、農薬費、資材費など 加工品開発に係る機械購入費及び原材料費など
②技術指導受入れ 先進地視察研修	1/2 以内	10 万円	専門家への謝礼 先進地への旅費、研修受講費など

4 申請に必要な書類

補助金交付申請書に次の書類を添えて提出してください。

- ・ 農業新技術・新品目等導入計画書(様式第2号)
- ・ 収支計算書(様式第3号)
- ・ 見積書の写し(経費の内訳が分かるもの)
- ・ 直近の農業収入が分かる書類
個人の方: 令和 7 年分 青色申告決算書
または 収支内訳書
法人・団体の方: 直近の事業年度の決算書の写し
- ・ 定款および役員名簿(法人の方)
- ・ 規約および構成員名簿(団体の方)

市のホームページ
から様式をダウン
ロードできます



5. 採択の決定について

申請期間終了後、審査会において事業計画の実現性や地域への波及効果などを総合的に審査し、採択の可否を決定します。

裏面もご覧ください

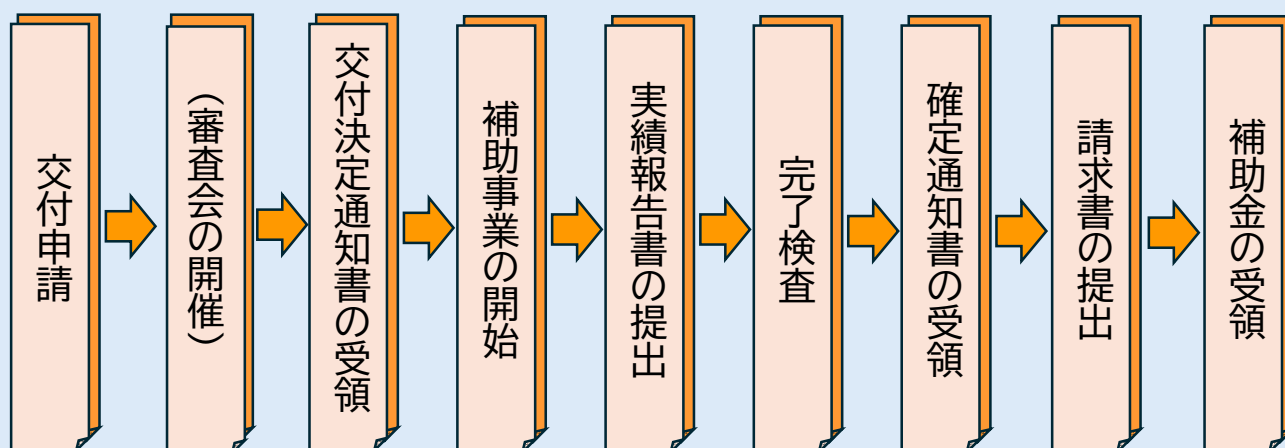
6. 募集締切・提出先

※先着順ではありません。

募 集 締 切: **令和 8 年8月31日(月)**

提出・問合せ: 飯山市役所 農業政策課 (電話 0269-67-0729)

7. 申請から補助受領までの流れ



～ Q&A～

Q1. 「新技術」や「新品目」の定義は？

A1. 本事業では、以下の取組を「新技術」「新品目」として支援します。

- (1) 新技術: 農業生産における省力化、生産性の向上、多収化、高品質化、または環境負荷低減などに役立つ、新しい技術・栽培方法・機械・資材の導入を指します。
- (2) 新品目: 飯山市内でまだ生産や栽培が確認されていない農畜産物で、将来的に収益の確保や産地化につながると期待されるものを指します。

Q2. 審査会の審査項目は？

A2. 計画する事業の「実現性」や「将来性(利益が出るのか)」、「波及性(他の生産者の手本になるか)」等について審査します。

Q3. 申請した後のスケジュールはどうなる？(審査会について)

A3. 9月中旬に外部有識者等による審査会を開催し、9月下旬までに採択・不採択の結果を通知します。

Q4. 先進地視察(10万円上限)だけで申請してもいい？

A4. 可能です。ただし視察内容が営農にどう活かされる見込みであるか計画書に詳しく記載いただく必要があります。